

対象事業の名称：緑警察署新築工事

● 環境配慮検討書の概要

事業の概要	事業の種類	第3種 建築物の建設
	計画内容	位置 横浜市緑区中山町93-1 規模 鉄筋コンクリート造4階 延床面積約3,600㎡ 他
	目的	現緑警察署庁舎は、昭和48年3月に建築され、築後44年が経過しており、老朽化が著しく、また、平成13年の耐震診断で大規模な補強が必要と診断され、更に署員も増員しており、狭隘化が著しく、庁舎内にエレベーターが未設置であり、高齢者や障害者の施設内移動に支障をきたしているため、移転建替えをする。
	計画地の選定理由	現緑警察署庁舎から南東に約500mに位置し、同じ市道（山下長津田線7163）に面しており、JR中山駅からも約200mと近く利便性が良いため当該用地を計画地に選定した。
環境	自然・社会環境的要素	
	植物・動物・生態系	
	緑の保全又は緑化	郷土種、在来種など景観に合った樹種・高さの選定及び道路に面して緑化を行い、また、県有施設の緑地確保に関する実施要綱及び横浜市緑化地域制度に基づく緑化率・緑化面積を確保する。
	景観	庁舎棟の配置を南側前面道路及び東・北側敷地境界線からセットバックすることにより周辺の圧迫感低減に配慮した計画とする。また、隣接の消防署の外壁面と揃え、街の安全の象徴となる計画とする。
	文化財	
	日照障害	周辺住戸へ日影が障害しないように配慮した建物配置とする。
	公害防止的要素	
	大気汚染	工事中における建設機械は排出ガス対策型を使用し、土工事時の粉塵については散水等で対策する。発生土運搬、生コン、材料搬出入での車両の待機スペースを場内に設けて敷地外での駐停車を排除し、アイドリングストップと空ぶかし禁止を原則とする。
	土壌汚染	土壌汚染対策法の届出対象となるため、市の条例手続に従って土壌汚染の有無を確認するとともに、工事においては発生土搬出前に受入地指定の地質分析を実施する。なお、土壌汚染が判明した場合は、適切な処理を講じる。
	騒音	工事中は敷地周囲に万能鋼板による仮囲いを設置する。工事中における建設機械は低騒音・低振動型を使用する。空調・給湯熱源の室外機には騒音計算を基に防音壁の採用を検討する。
振動	工事中における建設機械は低騒音・低振動型を使用する。また、基礎工事は地盤の状況から杭工事を要するが振動等に配慮した工	

配 慮 の 内 容		法及び機械の選定を行う。空調・給湯熱源の室外機には防振架台を設置し振動の低減を図る。
	防災・安全確保的要素	
	交通	
	渋滞	
	安全	工事中には適正な人数の交通整理員をゲート付近に配置し歩行者の安全に配慮する。
	地震対策	建築基準法・同施行令・構造計算指針及び建築学会各計算基準に準拠する。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき重要度係数1.50の割増をした構造計画とし、災害時の活動拠点の空間を確保する。
	地球規模等の環境要素	
	省資源	LED照明や太陽光発電設備を設置する。工事現場で使用する資材・機材等は県土整備局公共事業グリーン調達基準に準拠し、再生材など環境負荷の低減に資するものの調達に努める。等
	省エネルギー	LED照明を設置し電力消費量を削減する。また、太陽光パネル(50kw)を設置し自然エネルギーを利用する。
	温暖化防止	「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の「新設に当たっての措置」に準じて設備の導入などを検討する。
水循環	雨水は敷地内の雨水貯留槽を経由し、公共下水道に接続する。	
廃棄物	廃棄物処理法及び建設リサイクル法などに基づき、建設廃棄物の分別処理、再資源化等に努める。	
発生土	建設発生土は可能な限り埋め戻し等で再生利用し、工事間流用などを行うが、再生利用できない発生土については指定処分により適切な処理を行う。	

● 審議結果通知書及び措置状況報告書の概要

通 知 事 項	措 置 状 況
<p>1 環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項 なし</p> <p>2 基本計画の策定にあたり考慮すべき事項 ・「騒音・振動」については、周辺地域への十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>3 その他</p>	<p>・下記について、施行者に指導します。</p> <p>①騒音、振動等については、騒音・振動規制法及び関係法令の趣旨に則り作業を実施すること。</p> <p>②使用する建設機械は、低騒音型・低振動型のものを使用すること。</p> <p>③作業時間は、原則として午前8時から午後6時までとし、天候及び工期等の都合で止むを得ず作業時間外に就業する場合は騒音を発生させない軽作業等とすること。</p> <p>④日曜日、祝日は原則として騒音、振動の出る工事を行わないこと。</p>